

第10 各種施策の推進

1 国際社会への貢献

163億円(216億円)

- (1) 国際機関を通じた国際協力の推進 18億円(16億円)
- ① 世界保健機関(WHO)等を通じた国際協力等の推進 13億円(14億円)
- G8/G20 サミット等で合意された母子保健対策の強化を含む国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた取組や、アジア地域やアフリカ地域における新型インフルエンザ・HIV等の感染症対策事業、保健システム強化事業、食品安全・医療安全事業等を、世界保健機関等への拠出等を通じて推進する。
- ② 国際労働機関(ILO)等を通じた国際協力等の推進 4.3億円(1.8億円)
- G20 サミット首脳声明、APEC 首脳会議宣言等において合意された「社会セーフティネット」構築の支援のため、我が国の蓄積する経験・知見を活用し、国際労働機関(ILO)の専門性、ASEANのネットワーク等を活かした「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム(仮称)」構築を実施し、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築を、国際労働機関(ILO)等への拠出を通じて推進する。
- (2) 外国人労働者問題等への適切な対応 30億円(36億円)
- ① 新たな技能実習制度の適切な実施 4.3億円(5.3億円)
- 監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の強化、技能実習生に対する母国語相談の充実等により、適正で実効ある技能移転に向けて制度を実施する。また、労働基準監督機関においても、技能実習生の労働条件の確保のための重点的な監督指導を実施する。
- ② 外国人労働者問題等への適切な対応 22億円(27億円)
- 増加する外国人労働者からの相談等に適切に対応するための体制を整備するとともに、外国人労働者の労働条件の確保等のため、的確な監督指導、関係機関との効果的な連携等を推進する。
- ③ 開発途上国の職業訓練指導員の能力向上に向けた支援(新規) 33百万円
- 急速に工業化、グローバル化が進んでいる開発途上国における「人づくり」に協力するため、開発途上国の在職職業訓練指導員を我が国の指導員訓練施設等に受け入れ、能力向上のための訓練を実施する。

2 経済連携協定の円滑な実施

7.9億円(8.7億円)

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護・介護導入研修を行うとともに受入施設への巡回指導や日本語の継続学習の支援及び介護分野の専門的な知識等を習得するための通信添削指導や集合研修を実施する。

3 社会保障の推進

3.4億円(1億円)

(1) 社会保障教育等の推進(新規)

11百万円

「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)を踏まえ、国民の社会参加の保障(ポジティブ・ウェルフェア)を柱とする社会保障改革を具体化するにあたり、社会保障に関する国民の理解を深めるため、パンフレットの作成、小中高生への教育の試行等により社会保障教育を推進する。

(2) 社会保障分野における情報連携基盤の整備

3.3億円(1億円)

「社会保障・税に関わる番号制度」の検討に資するとともに、社会保障分野における情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携のための基盤に求められる技術的要件の明確化・技術開発等や制度面の検討を行う。

4 科学技術の振興【一部特別枠】

1,435億円(1,487億円)

「第4期科学技術基本計画」(平成22年度末に策定予定)の検討状況や「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)を踏まえ、難病やがん等の疾患克服による健康寿命の延伸等を目的に、「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト」を進めるなど、「ライフ・イノベーション(医療・介護分野革新)」を推進するための科学研究等を実施する。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等

428億円(462億円)

(1) 戦没者慰霊事業の推進【一部特別枠】 22億円(14億円)

「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」の検討に沿って、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」を実施する他、旧ソ連地域などその他の地域においても可能な限り速やかに遺骨が御帰還できるような取組を行う。

○平和を祈念するための硫黄島特別対策事業【特別枠】 11.6億円(1.7億円)

国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進する(平成22年度補正予算にて約1.9億円を措置。合計13.6億円)。

(参考)【平成22年度補正予算】

○遺骨帰還事業の推進【一部特別枠】 6.4億円

政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進するために必要な整備を行う。

(2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給(支給事務費) 43百万円

新たに戦傷病者等の妻となった者等に特別給付金(交付国債)を支給する。

(3) 中国残留邦人等の援護等 117億円(116億円)

中国残留邦人等への支援策を着実に実施する他、戦没者等援護関係資料について、資料の公開と後世への伝承等を図るため、資料の電子化等国立公文書館への移管に向けた取組を推進する。

6 原爆被爆者の援護

1,478億円(1,550億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進するとともに、原子爆弾小頭症患者や家族の方々への相談体制を整備する。

7 ハンセン病対策の推進

393億円(407億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に必要な療養の確保、退所者等への社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に実施する。また、ハンセン病療養所における歴史的建造物等の保存等に向けた取組を推進する。

8 薬物乱用・依存症対策の推進

8.8億円(9.7億円)

(1)取締体制の強化等

7億円(7.5億円)

巧妙化かつ広域化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、取締体制を強化する。また、青少年等の薬物乱用防止のため、より効果的・効率的な啓発活動を実施する。

(2)薬物等の依存症対策の推進

70百万円(89百万円)

地域における薬物・アルコール依存症対策を推進するため、都道府県等が「依存症対策推進計画」を策定し、その計画に基づいた依存症対策事業を実施するとともに、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者の資質向上を図る。

9 水道事業の適切な運営と国際展開の推進

284億円(471億円)

(1)水道事業の適切な運営

284億円(471億円)

水道施設の耐震化と適切な更新を進める（基幹管路の耐震化率30%：平成21年度）とともに、水道水による健康リスク低減のため、引き続き水道水質基準の検討、水質検査体制の精度確保を図る。

なお、都道府県における水道施設整備については、平成23年度から一括交付金により対応する。

(参考)【平成22年度補正予算】

○ 水道施設の耐震化の推進

18億円

ライフラインとして国民生活に密接に関わる水道の耐震化を図る。

(2) 水道事業の国際展開の推進

48百万円(22百万円)

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)を踏まえ、アジア諸国における官民連携による水のインフラ整備を支援するため、アジア各国の水道協会との連携等による情報収集・海外ネットワーク機能の強化や、日本の水道技術の国際標準化に向けた取組を推進する。

10 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

23億円(22億円)

行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、評価基準や国と県等の機能分担も含めた改革案に基づき、概算要求の内容を見直し、生活衛生関係営業への支援を実施する。

11 アフターサービスの推進

31百万円(24百万円)

国民の皆様の声や現場の声に耳を傾け、現場の状況を把握して改善に結びつける取組(アフターサービス)を継続する。